

三木町公告 5 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 第 1 項の規定により、三木町森林整備計画を樹立したいので、同法第 10 条の 5 第 7 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により公告し、当該森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、三木町森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、三木町長に対し、理由を付した文書をもって意見書を提出することができる。

令和 8 年 2 月 6 日

三木町長 伊藤 良春

1 縦覧場所

三木町ホームページ及び三木町役場農林課（三木町大字氷上 310 番地）

2 縦覧期間

令和 8 年 2 月 6 日から

令和 8 年 3 月 6 日まで